98
法別表第一の五十七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　理学療法士及び作業療法士法第六条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　理学療法士及び作業療法士法第九条の理学療法士国家試験若しくは作業療法士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
四　理学療法士若しくは作業療法士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　理学療法士若しくは作業療法士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六　理学療法士国家試験若しくは作業療法士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
七　理学療法士若しくは作業療法士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

99
法別表第一の五十七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　視能訓練士法第六条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　視能訓練士法第十条の視能訓練士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
四　視能訓練士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　視能訓練士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六　視能訓練士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
七　視能訓練士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

100
法別表第一の五十七の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　臨床工学技士法第六条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　臨床工学技士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　臨床工学技士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　臨床工学技士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

101
法別表第一の五十七の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　臨床工学技士法第十条の臨床工学技士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
二　臨床工学技士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答